

改 正 案	現 行
<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）</p> <p>第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 五の三 略</p> <p>五の四 景観法（平成十六年法律第百十号）第二十二條第一項及び第 三十一條第一項の許可 六 二七 略</p> <p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定める ものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げ る法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。） に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法（昭 和四十三年法律第百一号）第三十八條第三項の規定により、なお従 前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関す る工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の 規定により同法第三十八條第三項の規定の例によるものとされるもの を含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 都市緑地法第八條第一項、第十四條第一項、第二十条第一項、第 二十九條、第三十五條第一項から第三項まで及び第五項から第九項 まで、第三十六條、第三十九條第一項、第五十条並びに第五十四條</p>	<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）</p> <p>第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 五の三 略</p> <p>六 二七 略</p> <p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定める ものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げ る法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。） に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法（昭 和四十三年法律第百一号）第三十八條第三項の規定により、なお従 前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関す る工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の 規定により同法第三十八條第三項の規定の例によるものとされるもの を含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 都市緑地法第八條第一項、第十四條第一項、第二十条第一項、第 二十九條、第三十五條第一項から第三項まで及び第五項から第八項 まで、第三十六條、第三十九條第一項、第五十条並びに第五十四條</p>

第四項

五・五の二略

五の三 景観法第十六条第一項及び第二項、第二十二條第一項、第三

十一條第一項、第四十一條、第八十六條並びに第九十條第四項

六〇三十一

2・3略

第四項

五・五の二略

六〇三十一略

2・3略